

平成二十四年九月定例会 総務委員会委員長報告

二十六番 近藤 満里でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第九十五号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）、議案第九十六号 財産の取得について（消防ポンプ付救助工作車）及び議案第九十七号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）について申し上げます。

以上、三件の議案につきましては、いずれも条件付き一般競争入札により決定したものであります。全て同一業者が落札しております。物品の購入については競争入札が原則ではありますが、一部の業者に偏らない入札方法を研究するよう要望いたしました。

次に総務部所管事項について申し上げます。

新第一庁舎及び新市民会館の建設に伴い、十月から玄関棟の解体工事が始まります。市では、来庁される市民の皆様が戸惑うことのないよう、案内看板や誘導サインを適切に設置するとともに、歩行者の安全確保に十分配慮することですが、庁舎間の移動は市道を渡ることとなるため、全職員が積極的に案内などの声掛けをするよう要望いたしました。

職員の対応は、全ての面において非常に重要であります。研修等によるマンパワーの育成を要望いたしました。

次に、企画政策部所管事項について、二点申し上げます。

一点目は、AC長野パルセイロとの共催で、スタジアム整備やJ2昇格に向けた取組などに関する市民との意見・情報交換の場を設けることについてであります。

AC長野パルセイロの経営状況、チームの健全運営は市民に注目される部分であります。また、市民の合意形成とAC長野パルセイロを盛り上げていく、より充実した取組が今後一層重要となつてまいります。意見・情報交換の場を設けるに当たっては、全市的に広く市民の参加を促し、市民の声が反映できるような計画を早急に固めるよう要望いたしました。

二点目は、シティプロモーションについてであります。

新幹線が延伸され、善光寺御開帳が開催される平成二十七年に向け、長野市の魅力

を国内外に発信し、都市のブランド力を高め、元気で活力ある都市を創るシティプロモーションは、大変重要な施策となつております。また、長野駅善光寺口駅前広場整備事業や中央通り歩行者優先道路化事業に併せ、情報発信などソフト面でも早急な対応が求められております。

市の計画では、市民や団体、企業などが官民一体となり、実行委員会を組織してシティプロモーションを進める体制を構築するとのことです。市が主体となり、若い力を積極的に取り入れ、また、まちの若者や府内の新規採用職員の意見を取り入れるなど、新たな手法による推進を要望いたしました。

続いて、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第二十号 オスプレイの在沖米軍普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求める請願、請願第二十一号 オスプレイ配備撤回と低空飛行訓練中止を米政府に求める請願及び請願第二十二号 オスプレイ配備と低空飛行訓練の撤回を求める請願、以上三件について申し上げます。

これらの請願につきましては、一括して審査を行いました。また、審査に当たつては請願第二十一号の請願者を参考人として出席要請し、請願の提出理由について意見を聴いた上で審査を行つた次第であります。

まず、採択すべきものとして、「構造上の欠陥があるオスプレイは、飛行、配備をさせてはならない。危険である上に、離着陸時等に激しい音と風圧が発生するオスプレイは、配備をさせてはならない。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「日本の国防が問われている中で、オスプレイの飛行、配備について中止を求めることは問題がある。」との意見が出されました。

なお、「請願の内容を、国民が納得し得る安全性が確認されるまで飛行を差し控えさせるといった内容に一部修正できないか。」との意見が出され、紹介議員を通して請願者に確認したところ、修正する意思は無いとのことでしたので、請願文書表の内容で審査を行いました。

以上の論議を踏まえ、それぞれ採決を行つたところ、いずれも、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第二十三号 常設型住民投票制度の設置を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「市民が選挙だけでなく、直接政策決定に参画する機会を保障する制度として有意義であり、議会の立場からも必要である。二元代表制を補完する制度として制定すべき。投開票に係る経費については民主主義の代償としてやむを得ない。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「常設型の住民投票制度が設置された何市かを見てきたが、実際には住民投票が執行されないところが主である。制度設計が重要であり、執行の条件等、内容の整理とともに投開票に係る経費についても考慮しなければ

ならないため、設置は時期尚早である。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行つたところ、賛成少数で不採決とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第二十四号 新第一庁舎・新長野市民会館建設について市民アンケートの実施を求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たつても、請願提出者を参考人として出席要請し、請願の提出理由について意見を聴いた上で審査を行つた次第であります。

まず、採択すべきものとして、「アンケートをとつて欲しいという市民の声を受け止め、本請願の思いを生かす必要がある。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「市民に十分説明しており、事業が進んでいるこの段階でアンケートをとる必要はない。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行つたところ、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第二十五号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願について申し上げます。

本請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

最後に、意見書案提出の協議経過について申し上げます。

オスプレイの安全性が確認されるまでは飛行させないことを求める意見書案の提出について委員から提案があり、協議いたしました。

意見書案の内容は、オスプレイの運用については、国民が納得し得る安全性が確認されるまで、飛行を差し控えさせるよう、米国側と粘り強く交渉することであります。

まず、意見書案提出に賛成の意見として、「政府が出した安全宣言が、国民が納得し得る安全宣言ではないという共通認識において賛成である。」との意見が出されました。一方、意見書案提出に反対の意見として、「安全性に関してどんなに丁寧な説明があつても、オスプレイ自体が欠陥機である。沖縄県民が求めているものは、オスプレイの配備そのものの中止である。沖縄県民の思いに反するものである。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行つたところ、賛成多数で意見書案を提出することと決定いたしました。

以上で報告を終わります。